

当事者としての侮辱罪厳罰化に関する意見

一般社団法人 関東交通犯罪遺族の会
松永 拓也

1. 厳罰化前後の経験から見た評価

(1) 厳罰化前の事案



返信先: [@ma_nariko さん](#)

金や反響目当てで、飯塚昭三先生と
鬭つてるようにしか見えませんでし
たね。

そんな父親、天国の松永莉子ちゃん
(3歳)と松永真菜さん(31歳)が喜ぶ
とでも??

男は新しい女作ってやり直せばいい
こと

お荷モツの子どもも居なくなったから
乗り換えも楽でしょに哄笑

- ・2022年3月 (厳罰化前)
- ・判決 拘留29日

■ 当時の所感

証拠収集や警察への対応、侮辱による
精神的ダメージなどを考えると、
到底納得できるものではなかった。

1. 厳罰化前後の経験から見た評価

(2) 厳罰化後の事案

■ 松永向け(侮辱)

- 民事で3年間戦ったことは金めあて。
- 金をもらうために世論を仕向けた。
- あのボケ
- 寄付金を集めて被害者ビジネス 等

■ 代表 小沢向け(名誉毀損)

- 他の多数の遺族と性的関係を持っている。
- 自分も誘惑された。
- 被害者ビジネス
- メンヘラ 等

全て虚偽

- 2023年11月 (厳罰化後)

・略式起訴・罰金刑

■ 厳罰化に対する評価

- 納得はしていないが、仮に厳罰化前なら「拘留または科料」でもっと軽かったと思われる。
- 厳罰化は被害者の尊厳を守る上で、必要かつ有効な一步であった。

2. 現行刑罰の限界と更なる見直しの提案

厳罰化していただいたことには感謝しています。ですが、

- 受けた被害と見合ってない。
- 予防的観点からも十分でない。

あいの会としての見直し提案

- 罰金刑の上限を段階的に引き上げる制度
⇒悪質性や再犯回数に応じて増額できる仕組みを検討していただきたい。
- 拘禁刑の上限を「1年以下」から「3年以下」へ引き上げる
⇒予防の観点から必要な措置。
⇒現在の被害実態を踏まえれば、“事実の摘示”の有無のみで名誉毀損罪よりも侮辱罪の刑を軽くする従来の理屈は成り立たない。

3. 言論の自由との関係について

「言論の自由が萎縮するのではないか」という懸念の声について

- 「また誹謗中傷されるのではないか」という恐怖心こそ萎縮。
- SNS上では活発な意見交換が行われており、
誹謗中傷の被害も依然として発生。
- 厳罰化によって言論の自由が萎縮したとは到底思えない。
- 防止の観点から、被害者を守るためのさらなる実効的な
対策が必要では。

4. 警察捜査体制の課題と是正の必要性

(1) 警察による誤った説明

プラットフォーム側は、
警察からの開示請求には
応じない。
自分で開示請求してください



- 犯罪の疑いがある場合、警察や検察は裁判所の令状に基づき通信記録の開示請求を行うことが可能なはず。
- 担当警察官の知識不足、あるいは業務回避による誤った対応であると考えられる。

現場の警察官の認識には大きなばらつき。



被害者が不要な負担を背負わされている現実。

4. 警察捜査体制の課題と是正の必要性

(2) 専門知識の不足

どれが侮辱でどれが名誉毀損？
印つけて印刷してきて。

Xってどういうもののなの？
スペースって何？



■ 一般市民にとっては極めて困難

侮辱罪・ネット犯罪の通報や捜査を専門的に扱える担当者を、各都道府県警に少なくとも1名配置。
あるいは近隣の署から連携支援を得られる仕組みの構築を。

5. 被害者負担の現実

被害者は次のような負担が発生。

- スクリーンショットの保存・時刻記録
- 警察や検察との度重なる面談
- 弁護士への委任
- 自費による開示請求・通信事業者への対応

⇒侮辱的な内容を繰り返し見返す精神的苦痛。

⇒侮辱罪が厳罰化されたが、被害者は
被害届を出す気力すら失い、泣き寝入りする危険性。

被害者の精神的・金銭的負担を軽減するため、捜査・手続きの一部を行政や公的機関が支援できる仕組みの整備が必要

6. 「違反講習」で再犯防止する仕組みへ

加害者は、「自分は正しい」と思い込むなど、
「認知の歪み」を抱える傾向。

⇒刑罰のみでは再犯防止につながりにくい側面

- 道路交通法違反における「違反者講習」のように、SNS上の加害行為に対する教育プログラム（心理教育）
- 将来世代に対して、道徳教育やネットリテラシー教育

7.死者に対する侮辱について

現在⇒死者への侮辱、虚偽の情報拡散は刑事罰の対象外。

【人格否定・存在否定型】

「お荷物の子供がいなくなって…」
「ふたりは死んで当然の人間だ」
「社会のゴミが二匹消えただけ」

【虚偽・憶測型(名誉毀損に近い)】

「信号無視をしたんだろう」
「スマホを見ていたんだろう」
「金目当てで車に当たりに行ったんだろう」

- 事件や事故の被害者本人を侮辱する投稿がSNS上で繰り返され、遺族が傷つく事例が後を絶たない。
- 愛する人の尊厳が踏みにじられ、どれだけ苦しんでも泣き寝入りするしかない。

あいの会としての見直し提案

- 死者への侮辱行為を処罰対象に。
- 少なくとも「遺族の名誉感情を著しく害する行為」として刑法上位置づけ。

8. まとめ

- 侮辱罪の厳罰化は、間違いなく被害者の尊厳を守るために第一歩。
- 捜査体制・罰則水準・再犯防止策 まだ十分ではない。
- さらなる制度改善をお願いいたします。